

中越大震災復興基金事業メニュー

【二重被災者緊急対策事業】

二重被災者住宅債務償還 特別支援

中越大震災及び中越沖地震で被災された方の住環境の確保を支援します。

中越大震災で被災され住宅ローンを借りた方が、中越沖地震においても被災し、さらに住宅ローン等を借り受ける場合、既存事業（被災者住宅支援対策事業「被災者住宅復興資金利子補給」）の利子補給等の対象にならない部分の利子相当額を補助することにより、二重被災された方の負担を軽減し、住環境の確保及び早期の生活再建を支援します。

【補助対象者】個人

平成19年7月16日現在、中越大震災で被災したことによる住宅債務があり、さらに中越沖地震で被災したことにより新たに住宅債務の借入れを行う個人の方（既存制度の交付決定を受けていることが必要）

【事業期間】

平成19年度～
平成21年度

補助対象期間・ 補助対象経費



既存制度の利子補給を受けている方で、中越沖地震で被災したことにより、新たに借入れをされた方に対し、次の額を一括交付します。なお、既存制度（5年間）の対象となる部分のうち、未交付部分についても併せて一括交付します。

※本事業に申請後は、既存制度の請求はできません。



① 3重ローンになる場合

「中越大震災前の借入れ」+「中越大震災による借入れ」+「中越沖地震による借入れ」

- 中越大震災前の借入れについては、既存事業の住宅債務（2重ローン）償還特別支援事業で支払済みの部分を除く利子相当額の金額を交付します。
- 中越大震災による借入れについては、既存制度の利子補給期間（5年間）以降の利子相当額（10年間分）を交付します。（利子補給期間を延長したものとして計算します）

② 2重ローンになる場合

「中越大震災による借入れ」+「中越沖地震による借入れ」

- 既存制度の利子補給期間（5年間）以降の利子相当額（10年間分）を交付します。（利子補給期間を延長したものとして計算します）

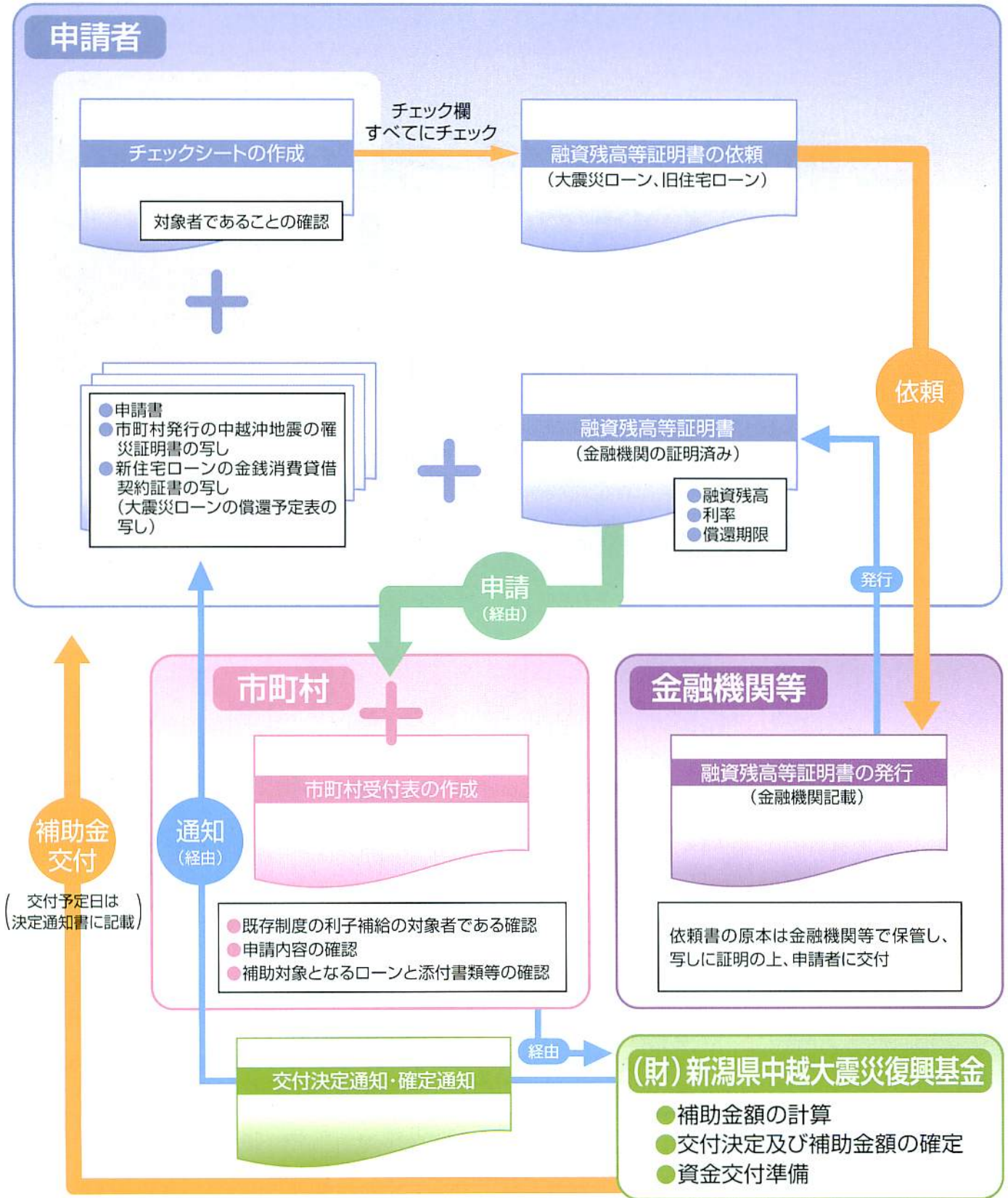
補助限度額

中越沖地震の被災による住宅復興のために新たに借入れた住宅債務の額を上限とします。

申請方法

- 申請先:市町村を經由し、復興基金事務局に提出
- 申請方法:所定の様式に必要事項を添付して申請
- 申請時期:随時

三重被災者住宅債務償還特別支援の事務の流れ



財団法人 新潟県中越大震災復興基金

元気だしいこ-! 新潟

事務局

〒950-8570 (新潟県庁専用郵便番号) 新潟市中央区新光町4番地1 (新潟県庁14階 震災復興支援課内)

電話番号 025-285-5511 (代表) 025-280-5767 (直通)

FAX番号 025-280-5709

メールアドレス info@chuetsu-fukkouikin.jp

ホームページ http://www.chuetsu-fukkouikin.jp/